

税務相談室

相続税の債務控除と 葬式費用

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：相続税の課税価格を計算するときに控除するものには、どのようなものがありますか。できるだけ詳しく説明願います。また、葬式費用も控除できると聞きましたが、どの程度の費用がその範囲に入るのか併せてご教示願います。

お答え：相続税の課税価格を計算するには、取得した財産の価格から、相続人が負担した被相続人の葬式費用や承継した被相続人の債務の金額を差し引くことになっています。ご質問に従い、控除できるものとして、『債務控除』と『葬式費用』の二つについてご説明することにいたします。

1. 債務控除

控除できる『債務』とは、相続開始の時点で、現に存在する被相続人の債務で、相続人が承継したものに限られます。したがって、相続開始後に発生する費用は控除できません。また、債務控除できる金額は、承継し、実際に負担する金額であることが事実と認められるものに限られます。

債務が事実であるかどうかについては、必ずしも書面の証拠があることを必要としません。また債務の金額が確定していなくとも、その債務の存在が事実と認められるものについては、相続開始当時の現況によって事実と認められる範囲の金額だけが控除の対象となります。(相基通14-1)

なお、被相続人にかかる公租公課には、被相続人の死亡当時に、納税義務が確定していたものの

ほか、被相続人の死亡後に、相続税の納税義務者が納付することとなった被相続人にかかる所得税や事業税（その年の初めから死亡時までの分として準確定申告をした分）なども債務控除の対象となります。

《保証債務》

保証債務は、原則として債務控除をすることはできませんが、一定の要件に該当すれば控除できる場合もあります。この保証債務については、最近悪質な脱税事件が多数発生したことから、税務当局もかなり深度のある調査をしているようです。

一定の要件とは、主たる債務者が弁償不能の状態にあるため、保証債務者がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償しても、返還を受ける見込みがない場合には、その弁償不能の部分に限って債務控除ができることになっています。(相基通14-3)

2. 葬式費用

相続税の課税価格を計算するときに、相続財産の価額から控除する『被相続人にかかる葬式費用』の金額は、次に掲げる費用の範囲内のものとされています。(相基通13-4)

- (1)葬式もしくは葬送に際し、またはこれらの前において、埋葬、火葬、納骨または遺がいや遺骨の回送その他に要した費用。(仮葬式と本葬式を行うものにあつては、その両者の費用。)
- (2)葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用。
- (3)(1)または(2)に該当するもののほか、葬式の前後に生じた費用で、通常葬式に伴うものと認められるもの。
- (4)死体の搜索または死体や遺骨の運搬に要した費用。

《葬式費用にならないもの(相基通13-5)》

- (1)香典返れの費用。
- (2)墓碑や墓地の購入費ならびに墓地の借入料。
- (3)法会に要する費用。(初七日、三十五日忌、四十九日忌など)
- (4)医学上または裁判の特別の処置に要した費用。